

パートで働く主婦の税金は？


パートタイムで働く主婦にとって、「自分自身の年間収入に税金（所得税・住民税）がかかるのか？」「夫の扶養家族からはずれないか？」は、気になるところです。パート本人の年収がいくらであれば、所得税・住民税・社会保険料などがかからないのでしょうか。

1 パート収入が103万円以下の場合 所得税はかからない

夫がサラリーマンで、パートとして働く主婦の場合、通常、パート等の年収(注1)が103万円以下で、そのほかに収入がなければ、妻本人の収入に所得税はかかりません。

これは、給与による収入（給与収入）から、給与所得控除(注2)と基礎控除38万円との合計額を差し引いて、残った金額（所得）に所得税がかかるためです。（図表1）

図表1 パート収入が120万円だった場合

 収入（給与収入） 120万円		
給与所得控除(注2) 65万円	基礎控除 38万円	所得 (課税所得) 17万円

収入から差し引く金額 103万円
残った17万円に
所得税がかかる

パートの給与以外に収入がなく、収入が103万円以下であれば、所得税がかからないことから「103万円の壁」とも言われています。

(注1) 通勤交通費が毎月支給されている場合は、1か月10万円までの通勤交通費は収入に含まれません。

(注2) 給与所得控除は、収入が180万円以下の場合は、収入金額×40%。ただし、65万円に満たない場合には65万円になります。

● 「収入」と「所得」は意味が違う！
「収入」とよく混同しがちな言葉に「所得」があります。「収入」とは、給与の手取り額ではなく、源泉徴収などを差し引く前の金額のことをいいます。そして、この「収入」から、所得税法上の控除である給与所得控除や基礎控除などの各種控除等を差し引いた金額が「所得」になります。

収入－各種控除等＝所得

2 妻のパート収入が103万円を超えると 夫が配偶者控除を受けられない

妻のパート収入が103万円以下であれば、夫は自身の所得から、38万円の配偶者控除を受けることができます。

しかし、妻のパート収入が103万円を超えると、妻本人に所得税がかかるだけでなく、夫も自身の所得から配偶者控除を受けることができなくなります。

ただし、妻のパート収入が141万円未満で、夫の所得が一定以下など一定の条件を満たせば、夫は自身の所得から、配偶者特別控除を受けることができます。（図表2）

図表2 夫が受ける配偶者控除・配偶者特別控除の金額

配偶者のパート収入	配偶者控除		配偶者特別控除
	配偶者控除	配偶者特別控除	
103万円以下	38万円*	×	
103万円超 105万円未満	×	38万円*	
105万円以上 110万円未満	×	36万円*	
110万円以上 115万円未満	×	31万円	
115万円以上 120万円未満	×	26万円	
120万円以上 125万円未満	×	21万円	
125万円以上 130万円未満	×	16万円	
130万円以上 135万円未満	×	11万円	
135万円以上 140万円未満	×	6万円	
140万円以上 141万円未満	×	3万円	
141万円以上	×	×	

※住民税の場合は33万円



3 パート収入が103万円以下でも 住民税に注意

妻のパート収入が103万円以下であれば、所得税はかからないのですが、市役所などから「個人住民税の納税通知書」が宛宛に届き、「どうしてなの？」ということがあります。これは、住民税がかからない収入(注3)が103万円以下ではないためです。

住民税には、所得金額に対して課税される所得割と、所得の額にかかわらず均等の額を負担する均等割とがあります。

住民税は、パート収入が100万円以下であれば、所得割はかからないのですが、均等割については、住んでいる市区町村によって税金のかからない収入が100万円以下、96万5千円以下、93万円以下と異なります。（図表3）

(注3) 課税対象となる年収は、所得税が本年の年収、住民税は前年の年収になります。

図表3 住民税の所得割と均等割

所得割	標準税率10% ・年収100万円超でかかる
均等割	年額4千円（標準）* 市区町村によって ・年収100万円超でかかる ・年収96万5千円超でかかる ・年収93万円超でかかる

(注意) 自治体によっては、税率、税額が異なります。
*平成26年度から平成35年度までの均等割額は臨時の措置として5千円になります。

4 パート収入が130万円以上なら 夫の社会保険の扶養家族からはずれる

社会保険では、妻の年収(注4)が130万円以上になると、夫の社会保険の扶養家族（被扶養者）からはずれてしまいます。

この場合、妻の勤務先の社会保険、または住んでいる市区町村の国民健康保険、国民年金に加入しなければならず、保険料の負担が発生します。

総務・経理担当者は、社内で対象となるパート社員に対して、税金がかかる年収のラインや、今年の年収見込額を早めに伝えてあげましょう。

(注4) 社会保険でいう年収とは、向こう1年間の収入の見込み額のことです。通勤交通費なども含まれます。

図表4 パートの収入と所得税、住民税、社会保険の扶養家族の関係

年間収入	パート本人(妻)の税金		夫の配偶者控除等の適用		夫の社会保険の扶養家族の適用(注2)	
	所得税	住民税		配偶者控除		
		所得割	均等割			
93万円以下	非課税	非課税	非課税	○	×	○
93万円超 100万円以下	非課税	非課税	△(注1)	○	×	○
100万円超 103万円以下	非課税	課税		○	×	○
103万円超 130万円未満	課税	課税		×	○	○
130万円以上 141万円未満	課税	課税		×	○	×
141万円以上	課税	課税		×	×	×

(注1) 住民税の均等割については、収入が93万円、あるいは96万5千円を超えると課税される自治体があります。

(注2) 所定労働時間によっては、収入に関係なく、社会保険に加入しなければなりません。